

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第 28 号

保護者の離婚トラブルへの対応

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々な相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

Q

uestion

園児の母親から、「離婚を考えていて別居することにしたが、離婚するまでの間、送迎は全部母親がやるし、父親と子どもとを会わせないでほしい」と言われました。一方で父親からは、「園は母親の味方ばかりしないで、父親と子どもを会わせてほしいし、なんだったら送迎もこちらです」と言われました。他の園でもよくあることかと思いますが、こういった場合、どのように対応したら良いのでしょうか。

A

answer

園における非常に悩ましい問題の一つです。こうしなければならないという明確なルールは、実はありません。形式的な法律論で言えば、現在の日本の民法では、離婚しない限りは夫婦共同親権である以上、どちらも親権者ですから、どちらも子どものことについてそれなりに主張できるという立場でもありますし、だからこそ対応が難しいわけです。

現実的な対応としては、主に監護している（＝面倒を見ている）のがどちらかということ基準に考えるのが無難かと考えます。つまり、別居しているのであれば子どもと同居している親、別居前であれば主に送迎をしている親の意見を受け入れて対応することになるでしょう。

園の対応としては、どうしてもどちらか一方の親の意見しか反映できなくなるわけですが、それは夫婦間の意見が対立していることからやむを得ません。園の立場からすれば、「夫婦間のトラブルを園に持ち込まないでほしい」としか言いようがないものです。

こうした状況で意見を受け入れる際には、主たる監護者である親と、書面でその条件や内容を明確にしておくことが望ましいとも考えます。

なお、今後、民法が改正されたときに、離婚後の夫婦共同親権が認められる可能性があります。離婚後夫婦共同親権としているならば元夫婦間で話し合いがついていることが多いのだろうと推測されますが、離婚後夫婦共同親権でもやはり元夫婦間で揉めることはあり得ます。もし万が一そんな状況に直面した場合、園での対応は上記と同様、主に監護している親の意見を取り入れて対応することにならざるを得ないでしょう。



レーヴ法律事務所

園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平
TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一
Email: reve.info@reve-law.jp

■弁護士 今西 淳浩

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二
HP: <https://www.reve-law.jp/>

